

叙任辭令

同

小池 正

道路技師兼土木技師 高宮正彦

○昭和九年十二月二十一日

靜岡縣道路技手兼

奧村勝

高等官七等ヲ以テ待遇セラル

大分縣道路技手兼 奥平次郎

兵庫縣道路師兼兵庫縣土木技師ニ補ス

同 古川一郎

道路技師ニ任ス

高等官七等ヲ以テ待遇セラル

高知縣土木技手兼高知縣道路

技手 陸軍歩兵小尉 正八位

大分縣道路技師兼大分縣土木技師ニ補ス

同 奥平次郎

靜岡縣道路技師ニ補ス(十二月二十一日 内務省)

青木淳吉

富山縣土木主事ニ補ス

吉田宅次

高知縣土木技師兼道路技師吉田宅次

道路主事 望月隆治

吉田宅次

鳥取縣土木技師兼鳥取縣道路技師ニ補ス

文官分限令第十一條第一項第二號ニ依リ休

青木淳吉

地方法師 菅良一

職ヲ命ス(十二月二十一日 内務省)

吉田宅次

地方法師 古川一郎

新潟土木出張所勤務ヲ命ス

青木淳吉

地方法師 菅良一

○昭和九年十二月二十八日

高宮正彦

地方法師 和田重辰

土木主事ニ任ス

新潟土木部長

(十五日 内務省)

兵庫縣道路技手兼

高宮正彦

地方法師 和田重辰

高等官七等ヲ以テ待遇セラル

新潟土木部長

(十五日 内務省)